

陳述を傍聴する方は、次の事項を遵守してください。

- 1 陳述の間は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2 監査委員の許可を得た場合を除き、写真、ビデオ等の撮影及び録音はしてはならない。
- 3 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- 4 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- 5 喫煙又は飲食をしないこと。
- 6 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- 7 携帯電話は使用しないこと。（傍聴の際は、電源を切るか又は、マナーモードにすること。）
- 8 その他陳述会場の秩序を乱し、又は、陳述の妨害となるような行為をしないこと。